

平成29年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します

魚沼市 農林課
(担当:農政室 TEL799-3485)

1 中山間地域等直接支払制度について

- 交付対象者
集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動を行う農業者等
- 対象農用地
農振農用地区域内（いわゆる青地）で傾斜等の一定条件を満たす農用地
- 交付単価
対象農用地の面積に対し、
田：急傾斜（1/20以上）21,000円/10a 緩傾斜（1/100以上）8,000円/10a
ただし、協定の取り組み内容によって8割交付となります。
- 対象行為
集落協定に基づき、農業生産活動や農用地の保全活動、多面的機能の維持に向けた活動等を行うことになっています。

2 協定締結数について

魚沼市では54協定が認定され、うち集落協定が53、個別協定が1となっています。

| | 魚沼市 | 集落協定 | | | | | | 個別協定 |
|-------|-----|------|----|-----|----|----|-----|------|
| | | 堀之内 | 小出 | 湯之谷 | 広神 | 守門 | 入広瀬 | |
| 協定締結数 | 54 | 2 | 2 | 4 | 20 | 19 | 6 | 1 |
| 通常交付 | 43 | 1 | 1 | 3 | 17 | 16 | 4 | 1 |
| 8割交付 | 11 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 2 | |

3 協定農用地について

魚沼市の対象となる農用地はおよそ897ha、対象農用地全体に占める急傾斜の割合が9割を超えています。また山間地の多い広神、守門、入広瀬地区の面積が多くなっています。

| | 魚沼市 (田) | 集落協定 | | | | | | 個別協定 |
|-------|------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | | 堀之内 | 小出 | 湯之谷 | 広神 | 守門 | 入広瀬 | |
| 農用地面積 | 87,868 | 2,479 | 1,416 | 4,061 | 25,996 | 30,786 | 20,953 | 2,177 |
| 通常急傾斜 | 65,840 | 1,588 | 524 | 3,067 | 21,843 | 25,155 | 11,486 | 2,177 |
| 通常緩傾斜 | 1,234 | | 166 | | 177 | 779 | 112 | |
| 8割急傾斜 | 19,566 | 891 | 726 | 994 | 3,976 | 4,852 | 8,127 | |
| 8割緩傾斜 | 1,228 | | | | | | 1,228 | |

4 交付金について

各協定に交付された交付金は、農業者個人へ交付する「個人配分」と、協定で定めた活動等の費用として「共同取組活動」に活用されています。また、より積極的な活動を行う集落協定に対しては加算が支払われます。

| | 魚沼市 | 集落協定 | | | | | | 個別協定 |
|-------|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | | 堀之内 | 小出 | 湯之谷 | 広神 | 守門 | 入広瀬 | |
| 交付金額 | 178,311 | 4,832 | 2,452 | 8,300 | 54,561 | 62,818 | 40,449 | 4,899 |
| 通常急傾斜 | 138,264 | 3,336 | 1,100 | 6,439 | 45,871 | 52,825 | 24,120 | 4,573 |
| 通常緩傾斜 | 987 | | 133 | | 141 | 623 | 90 | |
| 通常加算 | 5,404 | | | 190 | 1,869 | 1,219 | 1,800 | 326 |
| 8割急傾斜 | 32,870 | 1,496 | 1,219 | 1,671 | 6,680 | 8,151 | 13,653 | |
| 8割緩傾斜 | 786 | | | | | | 786 | |

5 集落協定の活動内容

(1) 農業生産活動等として取り組むべき事項(全協定 必須要件)

全ての集落協定は、農業生産基盤の維持管理を行わなければなりません。また、多面的機能増進活動は、各協定で選択した項目を実行します。

| | |
|--------------|---|
| ①耕作放棄の防止活動 | 通常の農用地管理の他に農業者が管理できなくなった場合には、担い手や生産組合等により利用権設定や農作業委託を行い、適正な管理を維持していく活動です。また、農地法面の崩壊を未然に防ぐため定期的な点検活動も行います。 |
| ②水路・道路等の管理活動 | 江浚い、草刈り、道普請などの維持管理活動や、U字溝布設、簡易舗装などの整備・修繕活動を行います。また、梅雨・台風等の降雨後には見回りを行い、維持管理に努めています。 |
| ③多面的機能増進活動 | 農地と一体となった周辺林地の下草刈りや、景観作物等の作付けなどのほか、ビオトープの設置といった活動を行っています。また、農家民宿など新たな取り組みも対象となります。 |

(2) 農業生産性活動等の体制整備として取り組むべき事項(通常単価協定 選択要件)

通常単価の交付を受けるためには、必須要件に加えAからC要件より1つ以上（A要件の場合は2項目以上、B要件の場合1項目以上、又はC要件）を選択し、目標を達成することが必要となっています。

①必須要件 農用地等の保全体制の整備を行います。

| | |
|------------------|--|
| 農用地等保全マップの作成及び実践 | 農用地等保全マップの作成及び実践に加え、担い手や生産組合等により利用権設定や農作業委託を行い、適正な管理を維持していく活動です。また、農地法面の崩壊を未然に防ぐため定期的な点検活動も行います。 |
|------------------|--|

②A要件 農業生産の高効率化や担い手の確保を行います。(1協定)

| | |
|-------------|-----|
| 機械・農作業の共同化 | |
| 高付加価値型農業の実践 | |
| 農業生産条件の強化 | |
| 担い手への農地集積 | 1協定 |
| 担い手への農作業の委託 | 1協定 |

③B要件 新たな人材として女性・若者・NPO法人等の参画を得た取組を行います。

| | |
|---------------|--|
| 新規就農者等による農業生産 | |
| 地場産農産物等の加工・販売 | |
| 消費・出資の呼び込み | |

④C要件 農業生産活動を持続できる体制整備に向けた活動を行います。

| | | |
|----------------|---|------|
| 集団的かつ持続可能な体制整備 | 協定農用地が高齢化等により耕作放棄されるおそれが生じた場合に、当該農用地について農業生産活動を継続しえる体制を構築します。 | 41協定 |
|----------------|---|------|